

(別紙1)

事務連絡  
平成29年8月3日

各行政機関文書担当課  
各独立行政法人等文書担当課 御中

内閣府大臣官房公文書管理課

明治期公文書の国立公文書館等への移管の促進について（依頼）

平素から当課の業務に御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、7月28日に開催された「明治150年」アーカイブ関連施策に関する各府省庁連絡会議において、内閣官房「明治150年」関連施策推進室より各府省庁に対し、「各行政機関及び独立行政法人等において、明治時代に作成された公文書が保存されていないか総点検を行い、存在が判明した場合は、速やかに国立公文書館等への移管の措置をとる」よう依頼があったところです。

これを踏まえ、各府省庁及び各独立行政法人等におかれては、別紙を参照の上、平成29年9月29日(金)までに文書の総点検を行い、該当文書の有無について電子メールにて御報告ください。該当文書が存在する場合は、国立公文書館への移管手続きについて、個別に調整させていただきます。

※報告用電子メールアドレス：kobunsho.kanrika@cao.go.jp

※該当がない場合も必ずその旨御報告ください。

報告いただいた内容については、内閣府大臣官房公文書管理課において取りまとめ、「明治150年」アーカイブ関連施策に関する各府省庁連絡会議において報告することとしております。会議での報告時期については、日程が決まり次第御連絡いたします。

《参考資料》

- ・「明治150年」アーカイブ関連施策に関する各府省庁連絡会議（第1回）資料

(本件担当)

内閣府大臣官房公文書管理課 富永、入野

TEL：03-6257-1378

E-mail：kenji.tominaga.e8h@cao.go.jp

fumiya.irino.a5r@cao.go.jp

総点検実施例（参考）

- ① 各行政機関及び各独立行政法人の文書管理担当課から各文書管理者宛てに、行政文書としてファイル管理簿には記載されていないものの、明治期に作成された歴史資料として重要な文書を保有していないか確認を依頼。
- ② 該当がある場合には、当該文書の名称、概要（説明）等を文書管理担当課へ報告。
- ③ 各行政機関及び各独立行政法人の文書管理担当課は、各文書管理者における総点検の結果を取りまとめの上、該当文書がある場合には内閣府大臣官房公文書管理課に連絡。

（参考）明治期に作成された歴史資料として重要な文書の確認について

明治期に作成された歴史資料がファイル管理簿に記載されないまま保管されている例として、以下のようなケースが想定される。

- ・独立行政法人など所管する法人等の施設に保管されたままになっている。
- ・倉庫に長期間置かれた箱等が、相当期間にわたって内容があらためられないままになっている。
- ・書庫内に保管されているが、内容や保有の経緯が分からないまま留置されている。

等